栃木県	日光市西川四一六	鬼怒川ダム統合管理事務所湯西川ダム管理支所	一級地
群馬県	利根郡みなかみ町夜後二六	利根川ダム統合管理事務所藤原ダム管理支所	一級地
新潟県	東蒲原郡阿賀町新谷一六五四の一	下越森林管理署三川森林事務所	一級地
石川県	白山市白峰八一五〇の一	石川森林管理署白峰森林事務所	一級地
福井県	大野市長野三三字長平四の一	九頭竜川ダム統合管理事務所九頭竜ダム管理支所	一級地
長野県	塩尻市奈良井七九〇の一四	中信森林管理署奈良井森林事務所	一級地
	下伊那郡大鹿村大字大河原八九二	天竜川上流河川事務所小渋川砂防出張所	
	木曽郡南木曽町吾妻三三九八の三	木曽森林管理署南木曽支署蘭森林事務所	
	木曽郡木祖村大字薮原一一九一の二七	木曽森林管理署薮原森林事務所	
	木曽郡木曽町日義四七七四	飯田国道事務所木曽維持出張所	
	北安曇郡白馬村大字北城五五九八の一	中信森林管理署白馬森林事務所	
	下水内郡栄村大字北信三六三〇の二	北信森林管理署水内森林事務所	
岐阜県	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署濁河森林事務所	一級地
島根県	飯石郡飯南町角井一八九一の二〇	出雲河川事務所志津見ダム管理支所	一級地

備考

一　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、令和八年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

二　この表に掲げる官署のうち、冬期以外の期間に特地勤務手当に準ずる手当を支給しない官署は旭川開発建設部名寄河川事務所岩尾内ダム管理支所、宮城北部森林管理署栗原治山事業所、利根川ダム統合管理事務所藤原ダム管理支所、九頭竜川ダム統合管理事務所九頭竜ダム管理支所、天竜川上流河川事務所小渋川砂防出張所及び出雲河川事務所志津見ダム管理支所とする。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道府県	所在地	官署	
北海道	夕張市本町五の五	千歳公共職業安定所夕張出張所	
山形県	酒田市草津字湯ノ台七一の一	東北地方環境事務所鳥海南麓自然保護官事務所	
	最上郡最上町大字富沢八九〇の七	山形森林管理署最上支署赤倉森林事務所	
群馬県	利根郡片品村大字鎌田三九五二の七	利根沼田森林管理署鎌田森林事務所	
新潟県	岩船郡関川村大字大石字イブリサシ四〇四の三	羽越河川国道事務所大石ダム管理支所	
石川県	白山市白峰八九二	石川森林管理署手取川治山事業所	
	白山市白峰ツ四〇の一	金沢河川国道事務所白山砂防出張所	
山梨県	南巨摩郡南部町内船八一〇六の五八	関東森林管理局山梨森林管理事務所南部森林事務所	
長野県	木曽郡南木曽町読書一九一二の一	木曽森林管理署南木曽支署柿其森林事務所	
岐阜県	下呂市小坂町大島一六四三の二	岐阜森林管理署	
	下呂市小坂町大島一六四三の二	岐阜森林管理署小坂森林事務所	
静岡県	浜松市天竜区春野町気田三八〇の二	天竜森林管理署京丸森林事務所	